



離婚する相手と子供との面会をより積極的に認めれば、親権を持たる。そんな異例の判決が、離婚訴訟の当事者に反響を広げている。日本では「子供が幼いと親権は同居している方の親に認められるケースが一般的で、子供と親権を持たない親との面会は合意が守られないことも多い。関係者は「離婚後、父母とともに子育てに関わることを重視した判断」としている。

離婚巡り家裁支部判決「同居の妻より夫」

子育て両親の関与重視

離婚巡り家裁支部判決「同居の妻より夫」
子育て両親の関与重視

千葉家裁松戸支部は、

3月29日、妻の元夫へ引

き渡すよう命じた。

判決によると、この夫

婦は2009年ぶりに妻

が悪化し、10年に妻が

無断で娘を連れて実家に

戻った。夫と娘の面会は

同年9月を最後に途絶え

ていた。

夫は訴訟で、離婚した

場合の面会についてまと

めた「共同養育計画案」

を示し、隔週末や祝日な

ど「一年間100日程度」

の面会を妻に認めること

を提案。夫が仕事で不在

の間は、同居する夫の両

親が娘を世話するどし

た。これに対し、妻は夫

に「月1回」の面会を認

めたうえで、「慣れ親し

みだ環境から娘を引き離

すのは福祉に反する」と

法廷で親権が争われた

場合、裁判所の判断を

子供「引き離し」問題も

庄司芳男裁判官は夫側の提案を「整った環境で周到に娘を監護する計画」と意欲があると評価し、妻の主張を退けた。夫の代理人を務めた上野晃弁護士によると、面会を重視する側に子供と同居を認める司法判断は米国などでは珍しくないが、日本では極めて異例。妻は4月、判決不服として東京高裁に控訴した。

主張した。

庄司芳男裁判官は夫側の提案を「整った環境で周到に娘を監護する計画」と意欲があると評価し、妻の主張を退けた。

夫の代理人を務めた上野晃弁護士によると、面会を重視する側に子供と同居を認める司法判断は米国などでは珍しくないが、日本では極めて異例。妻は4月、判決不服として東京高裁に控訴した。

親権、面会多く認めた方に

長女（3）を連れて家に出た妻との離婚訴訟を抱える東京都内の男性会社員（47）は松戸支部の判決を受け、妻に年間80日程度の面会を認めるとの書面を追加提出した。

「大人の男女だから別れる」ともあり得る。それ

「面会を実現できな

い」と、面会重視の方性を示した。ただ、日本弁護士連合会の調査で、調停で合意した人の約4割が「全く面会できていなかった」と回答しており、面会の実現が課題。

松戸支部の訴訟では、夫が「面会を実現できなければ親権者を妻に変更してもよい」と約束した。

離婚訴訟に詳しい弁護士は「面会の充実に加え、親権者を妻に変更すれば親権者を妻に変更してもよい」と約束した。

離婚訴訟に詳しい弁護士が「面会を実現できなければ親権者を妻に変更してもよい」と約束した。

日本は欧米各国と違つて離婚後の「共同親権」を認めておらず、親権をめぐる夫婦の争いが激しくなりやすい。

左石するの子供の意

思と養育する親の継続

性。子供が幼い場合には、

養育の環境を変えない

「継続性」が特に重視さ

れが背景にある。

12年施行の改正民法は離婚後の面会について「子の利益を最も優先」の面会をめぐる争いの増加を考慮しなければならぬ

士は「面会の充実に加え、

養育費の分担などを子供の利益を優先して取り決めることが重要。双方の

離婚訴訟に詳しい弁護士が「面会を実現できなければ親権者を妻に変更してもよい」と約束した。

相談などでは「親権者になりたければ、子供を手元に置いて相手と別居した方が有利」といった助言が目立つ。

暴力などやむを得ない事情がないのに、子連

れで無断で家を出たま

ま面会に応じない例に

から「親権目的の子供の引き離し」との指摘もあ